

# 不法投棄から地域を守りましょう

ルールを守り、美しい町に

問い合わせ先 役場環境課  
☎963-1732(直)

不法投棄は  
犯罪です！

不法投棄とは、山林や河川、道路などに、粗大ごみ(家電など)や家庭ごみ、事業活動に伴うごみなどを捨てる行為です。個人が不法投棄すると5年以下の懲役または1,000万円(法人は3億円)以下の罰金が科せられます。



▲道路脇に捨てられた家電類

不法投棄は重大な問題です。河川や道路などへの生活ごみの不法投棄は後を絶たず、地域の生活環境に悪影響を及ぼしています。景観を損ねるだけでなく、水質や土壌の汚染など、環境へ与える影響も心配されます。不法投棄防止のため、みんなで協力し、美しく住みよいまちづくりを進めましょう。

みなさんへ

## ▶ 不法投棄をしない！

「処分費用がもったいない」「分別や処理施設に運ぶのが面倒」などの自分勝手な理由で、河川敷や山林の道路脇など、ひと気のない場所でのごみの不法投棄が行われています。ごみの不法投棄は絶対にやめ、適切に処理しましょう。

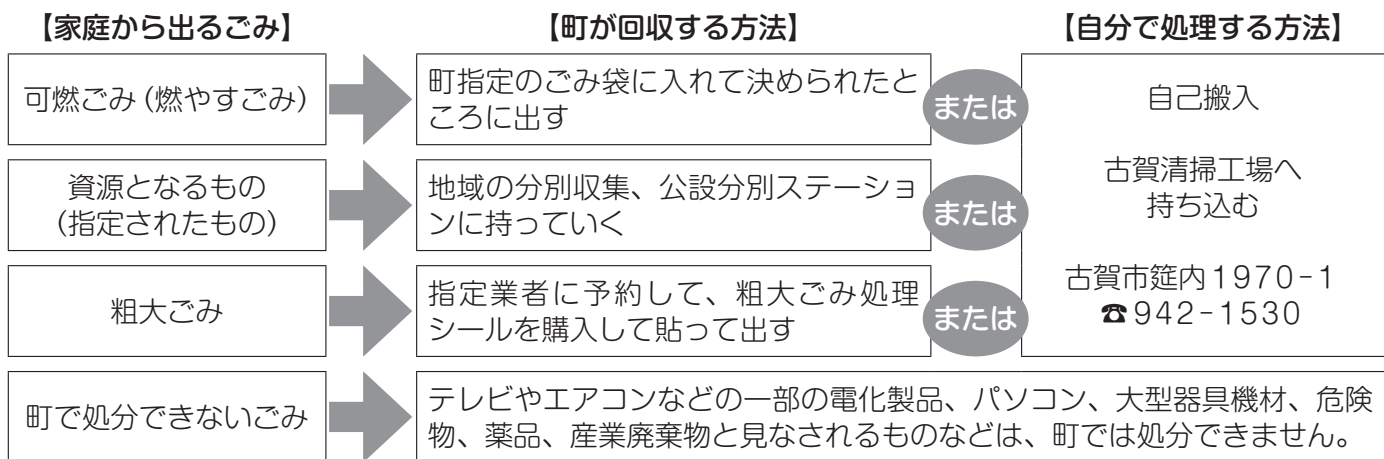
## ▶ 違法業者(無許可)に注意

安易に違法な回収(処理)業者に処理を依頼してしまったために、自分のごみが不法投棄されてしまうことがあります。ごみの処理は県や町の許可や委託を受けた業者しかできません。許可や委託を受けていない業者には絶対に依頼しないでください。許可や委託を受けている業者がトラックなどで無料や安価で回収をすることはありません。

## ▶ 見つけたら情報提供を！

不法投棄物を見つけた場合は、役場環境課または粕屋警察署(☎939-0110)へ連絡してください。投棄現場を見かけたときは、日時、場所、投棄者の特徴、人数、投棄車両の車種・ナンバー・色などと一緒に情報提供してください。所有者や投棄者の特定に役立ちます。

## 適切な処分方法



※詳しい内容は、「家庭ごみの出し方パンフレット」をご覧ください。処分に迷ったときは、役場環境課に問い合わせてください。

## 土地を管理する人へ

### ▶ STOP! 不法投棄! ~不法投棄をさせない!~

不法投棄を未然に防ぐには、地域に住むみなさんの監視の目が有効な手段のひとつです。見えにくい場所や「誰も管理をしていない」と思われる場所にはごみが捨てられます。土地所有者の適正管理と環境づくりが大切です。

### ▶ 適正管理と環境づくり ~不法投棄を未然に防ぐ4つのポイント~

- 見回りを定期的に行う
- 雑草をこまめに刈り、見通しの良いきれいな状態にしておく
- 敷地をフェンスやロープなどで囲い、侵入を防ぐ
- 不法投棄禁止看板を立てる

※不法投棄禁止看板は役場環境課で貸し出しをしています。ご相談ください。



▲池付近に捨てられた蛍光管

## 自分の土地に不法投棄されてしまうと…

### 事例1

A氏の自宅の庭に冷蔵庫を捨てられた

#### 対処

A氏は電器屋に相談し、家電リサイクル法に従って処理する必要があります。それに伴う家電リサイクル料は、A氏の負担になります。



### 事例2

B氏所有の山林にタンスを捨てられた

#### 対処

B氏は収集運搬の委託を受けている業者に依頼するか、B氏自ら古賀清掃工場に持っていく必要があります。収集運搬料と処分料は、B氏の負担になります。



このようにならないためにも、日ごろから適正に管理することが大切です。